

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 6年 4月 1日 現在〉

## 1 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 3655-6117 (午前9時～午後5時まで)

担当

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 清心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号および指定居宅介護支援の提供地域

事業所名	清心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都江戸川区西一之江4丁目9番24号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1372300168 号)
指定居宅介護支援の提供地域	江戸川区*

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名( )		1名( )
主任介護支援専門員	社会福祉士	1名( )		1名( )
介護支援専門員	介護福祉士	2名( )		2名( )
事務職員		1名( )		1名( )

( ) 内は男性再掲

### (3) 業務内容

#### ① 管理者(介護支援専門員と兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

#### ② 介護支援専門員

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

#### ③ 事務職員

事務員等は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

### (4) 営業時間

平日・土曜	午前 9時00分 ~ 午後 6時00分
日曜・祭日・年末年始(12/29~1/3)は、休業日とします	

\* 緊急連絡電話 3655-5963

## 3 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 1). 要介護認定の申請代行
- 2). 課題分析
- 3). 介護サービス計画(ケアプラン)の作成
- 4). サービスの仲介や実施支援
- 5). サービスの継続的な管理及び評価

## 4 利用料金

- (1) 利用料

要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月にあたり要介護度に応じた金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を、後日江戸川区の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

## (2) 交通費

指定居宅介護支援を提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

## 5 指定居宅介護支援の利用方法

### (1) 指定居宅介護支援の利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。担当職員がお伺いします。

契約を締結したのち、指定居宅介護支援の提供を開始します。

### (2) 指定居宅介護支援の終了

#### ① 利用者のご都合で指定居宅介護支援を終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

#### ② 事業者の都合で指定居宅介護支援を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、指定居宅介護支援の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的に指定居宅介護支援を終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所等した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、介護保険の非該当(自立)と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失されたとき

#### ④ その他

利用者やご家族などが事業者や事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(従業者又は他の利用者等に対するハラスメントにより、信頼関係が著しく害される行為)を行った場合は、文書で通知することにより、即座に指定居宅介護支援を終了させていただく場合があります。

## 6 事業者の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

① 事業者の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、生活の質の維持・向上を目指す視点から要介護者等のニーズを的確に把握し、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう社会生活全般にわたる支援を提供いたします。

② 心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は家族の希望を踏まえ、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、公正中立な立場に立って事業者の選定にあたります。

③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、適切な居宅サービス等が提供されるよう配慮し、生活の質の確保を重視した居宅生活が継続できるように支援します。

④ 指定居宅介護支援の提供に当たり、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との連携を図り、総合的な指定居宅介護支援の提供に努めます。

⑤ 事業所は介護支援専門員の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症

ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

① 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

相 談 の 場 所 : 事 業 所 内 相 談 室  
 居 宅 を 訪 問  
 サービス担当者会議開催場所 : 利用者居宅内等  
 居 宅 訪 問 : 必要に応じて月に1回以上

(3) 指定居宅介護支援利用のためのポイント

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	有	独自の方式による
研修の実施	有	年2回の職場研修または外部研修
使用する契約書	有	東京都作成モデル契約書(一部改定)
その他		

7 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、区市町村等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 賠償責任

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を速やかに賠償します。

9 サービス内容に関する相談・要望・苦情等の窓口及び個人情報の保護

① 事業者の相談・要望・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話 : 3655-6117 担当: \_\_\_\_\_

② その他の窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村 : 江戸川区介護保険課 事業者調整係

電話 5662-0061 (受付時間 月～金曜日 8:15～17:30)

東京都国民健康保険団体連合会 : 苦情相談窓口

電話 6238-0177 (受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

③ 個人情報保護について

清心苑さわやか相談室は、法人が定めた「個人情報の保護に関する基本方針」と、「個人情報の利用目的」を制定してその誠実な取り扱いに努めます。

10 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 健修会
代表者役職・氏名	理事長 大坪 修
所在地・電話番号	東京都江戸川区西一之江4丁目9番24号 (03-3655-5963)
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム清心苑 2 第二種社会福祉事業

清心苑ケアセンター

3 公益事業

地域包括支援センター清心苑さわやか相談室

清心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所

営業所数等

居宅介護支援事業	1カ所
通所介護	1カ所
介護老人福祉施設	1カ所
地域包括支援センター	2カ所

第三者評価について

第三者評価の実施の有無	
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

上記重要事項について、説明を受けました

事業者名 清心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所

(事業所番号 : 1372300168 東京都)

住 所 東京都江戸川区西一之江4丁目9番24号

代表者名 管理者

説明者名

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

( 家族または代理人氏名

)